

令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染症による出席停止の通知書

群馬県立女子大学学長

学校感染症に罹患している場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準は次のとおりです。

<新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準>

発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。回復後、登校再開にあたっては、学生本人が「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を記入し、大学へ提出をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の出席停止期間の基準を満たす必要があります。

【以下本人記入】

群馬県立女子大学学長様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

令和 年 月 日

学籍番号 _____ 氏名 _____

1 受 診	(1) 診 断 日	令和 年 月 日
	(2) 医療機関名	

2 療 養	(1) 発 症 日 (※1) (無症状の場合は検体採取日)	令和 年 月 日
	(2) 症状軽快日 (※2) (無症状の場合は記入不要)	令和 年 月 日
	(3) 登校再開日 (※3)	令和 年 月 日

※1 発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

※3 登校再開は、発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目とし、翌日から数えて5日を経過し、かつ、症状軽快日を0日目として1日を経過していること。

※ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の出席停止基準を満たすこと。

（インフルエンザの出席停止期間の基準：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで）

※ 医療機関が発行した陽性の診断が確認できる書類を添付すること。